

平成 19 年 1 月 30 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都目黒区目黒二丁目 10 番 11 号
ジョイント・リート投資法人

代表者名
執行役員 三 駄 寛 之
(コード番号：8973)

投資信託委託業者名
東京都目黒区目黒二丁目 10 番 11 号
株式会社ジョイント・キャピタル・パートナーズ

代表者名
代表取締役 皆 川 丈 人

問 合 せ 先
株式会社ジョイント・キャピタル・パートナーズ
I R・財務部長 北 村 浩 一
TEL.03-5759-8848 (代表)

投資信託委託業者における業務の方法の変更の認可取得に関するお知らせ

本年 1 月 4 日付「投資信託委託業者における業務の方法の変更の認可申請に関するお知らせ」において公表致しました、ジョイント・リート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)が資産の運用を委託する投資信託委託業者である株式会社ジョイント・キャピタル・パートナーズにおける業務の方法の変更にかかる認可申請につき、本日、金融庁より申請のとおり認可を取得いたしましたのでお知らせ致します。なお、認可された業務方法の変更の内容は添付別紙の新旧比較表のとおりです。

以 上

* 本資料の配布先 : 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

* 本投資法人のホームページ : <http://www.joint-reit.co.jp>

新旧比較表（業務方法書）

（新）	（旧）
業務方法書	業務方法書
第1章 総則	第1章 総則
第1条 （業務の基本方針） 略	第1条 （業務の基本方針） 略
第2章 運用を行う資産の種類等	第2章 運用を行う資産の種類等
第2条 （資産の種類） 1. 当社が運用を行う資産の種類は、以下のとおりとする。 （1）次に掲げる各資産	第2条 （資産の種類） 1. 当社が運用を行う資産の種類は、以下のとおりとする。 （1）次に掲げる各資産（以下 <u>乃至</u> を総称して「不動産関連資産」という。）
<p>不動産 次に掲げる各資産（以下総称して「不動産同等物」といい、不動産及び不動産同等物を総称して「不動産等」という。）</p> <p>（ ） 不動産の賃借権 （ ） 地上権 （ ） 不動産、土地の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括契約を含むが、有価証券に該当するものを除く。）</p> <p>（ ） 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。）</p> <p>（v）当事者の一方が相手方の行う<u>不動産又は</u>（ ）乃至（ ）に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対して投資して運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約にかかる出資の持分（以下「不動産</p>	<p>不動産 次に掲げる各資産（以下総称して「不動産同等物」といい、不動産及び不動産同等物を総称して「不動産等」という。）</p> <p>（ ） 不動産の賃借権 （ ） 地上権 （ ） <u>主として</u>不動産、土地の賃借権又は地上権を信託財産として信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含むが、有価証券に該当するものを除く。）</p> <p>（ ） 不動産、不動産の賃借権又は地上権に対して投資して運用することを目的とする金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。）</p> <p>（v）当事者の一方が相手方の行う不動産又は（ ）乃至（ ）に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対して投資して運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「不動産</p>

(新)	(旧)
<p>に関する匿名組合出資持分」という。)</p> <p>() 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)</p> <p><u>裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるもの(以下併せて「不動産対応証券」と総称する。)</u></p> <p>() 優先出資証券(資産の流動化に関する法律に定めるものをいう。以下「資産流動化法」という。)</p> <p>() 受益証券(投信法に定めるものをいう。)</p> <p>() 投資証券(投信法に定めるものをいう。)</p> <p>() 特定目的信託の受益証券(資産流動化法に定めるもの)(上記()、()又は()に掲げる資産に該当するものを除く。)をいう。)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) <u>預金</u></p> <p>(3) <u>国債証券(証券取引法第2条第1項第1号で定めるものをいう。)</u></p> <p>(4) <u>有価証券(投信法に定めるものをいう。)</u></p> <p>(5) <u>譲渡性預金</u></p> <p>(6) <u>金銭債権(投信法施行令に定めるものをいう。)</u></p> <p>(7) 信託財産を主として本項第(2)号乃至第(6)号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)</p>	<p>名組合出資持分」という。)</p> <p>() 信託財産を主として不動産匿名組合出資持分に対して投資して運用することを目的とする金銭の信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)</p> <p>不動産等を主たる投資対象とする次に掲げるもの(以下総称して「不動産対応証券」という。)</p> <p>() 優先出資証券(資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号、その後の改正を含む。以下「資産流動化法」という。)第2条第9項に定める優先出資証券をいう。)</p> <p>() 投資信託の受益証券(投信法第2条第12項に定める受益証券をいう。)</p> <p>() 投資法人の投資証券(投信法第2条第22項に定める投資証券をいう。)</p> <p>() 特定目的信託の受益証券(資産流動化法第2条第15項に定める特定目的信託の受益証券をいう。)(上記()、()又は()に掲げる資産に該当するものを除く。)</p> <p>(2) <u>金銭債権(前号のいずれかに該当するものを除く。)</u></p> <p>(3) <u>有価証券(不動産対応証券に該当するものを除く。)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4) 信託財産を主として本項第(2)号又は第(3)号に掲げる資産に対して投資して運用することを目的とする金銭の信託の受益権(有価証券に該当するものを除く。)</p>

(新)	(旧)
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(8) <u>金融デリバティブ取引に関する権利(投信法施行令に定めるものをいう。)</u></p> <p>(9) <u>商標法に基づく商標権等(商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。)</u></p> <p>(10) <u>温泉法において定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備</u></p> <p>(11) <u>民法上の動産</u></p> <p>(12) <u>民法上の組合の出資持分(但し、不動産、不動産賃借権又は地上権を出資することにより設立され、その賃貸・運営・管理を目的としたものに限る。)</u></p> <p>(13) <u>民法上の地役権</u></p> <p>(14) <u>信託財産として上記(9)乃至(13)を信託する信託の信託受益権</u></p> <p>2. 略</p> <p>第3条 ~ 第23条</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(規程の改廃) 第1条 略</p> <p>(実施期日) 第2条 本規程は、平成17年4月15日より実施する。 2 <u>平成 年 月 日より改訂実施する。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(5) <u>金融デリバティブ取引(施行令第3条第14号に定義される意味による。以下同じ。)に係る権利(但し、当社が資産の運用を行う投資法人に係る負債及び資産から生じる金利変動リスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。)</u></p> <p>(6) <u>その他当社が資産の運用を行う投資法人の規約において定められる資産</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2. 略</p> <p>第3条 ~ 第23条</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(規程の改廃) 第1条 略</p> <p>(実施期日) 第2条 本規程は、平成17年4月15日より実施する。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>